

○北杜市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成21年1月27日

告示第4号

改正 平成21年11月19日告示第99号

平成24年11月16日告示第89号

平成30年3月30日告示第62号

令和2年3月24日告示第22号

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項の規定により設置する北杜市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の公正・中立の確保及び円滑かつ適正な運営を図り、介護保険サービスが総合的及び効率的に被保険者に対し提供されるようにするため設置する北杜市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。

ア センターの担当する圏域の設定に関すること。

イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更に関すること。

ウ センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施に関すること。

エ センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所に関すること。

オ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保するために必要と認める事項

(2) センターの運営及び評価に関すること。

ア 当該年度の事業計画及び収支予算に関すること。

イ 前年度の事業報告及び収支決算に関すること。

ウ センターが作成するケアプランに関すること。

エ センターが作成するケアプランに基づき特定の事業者が提供するサービスに関すること。

オ その他運営協議会がセンターの運営及び評価に関し必要と認める事項

(3) センターの職員の確保に関すること。

(4) 介護保険に関する施策の実施状況の調査及び評価に関すること。

(5) その他運営協議会が必要と認める地域包括ケアに関すること。

(組織)

第3条 運営協議会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業に従事する者

(2) 介護サービス及び介護予防サービスを利用する者又はその家族

(3) 介護保険の第1号被保険者及び第2号被保険者

(4) 福祉及び権利擁護等の相談事業に従事する者

(5) 介護に関する学識経験を有する者

(6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 運営協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 運営協議会に関する庶務は、健幸市民部介護支援課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年2月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月19日告示第99号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月16日告示第89号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第62号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月24日告示第22号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。